

First for You
あなたとともに

第116期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

栃木県青年会館（コンセーレ）
栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号

目次

■第116期定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	6
第1号議案 剰余金処分の件……………	6
第2号議案 取締役6名選任の件……………	7
第3号議案 監査役1名選任の件……………	10

【添付書類】

■第116期事業報告……………	11
■計算書類……………	24
■連結計算書類……………	27
■監査報告書……………	30

TOCHIGI
栃木銀行

ホームページ <https://www.tochigibank.co.jp/>

株主各位

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社 **栃木銀行**
取締役頭取 黒本淳之介

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使等についてのご案内」（2頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご覧くださいまして、2019年6月26日（水）午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2019年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
 - 2. 場 所** 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
栃木県青年会館（コンセーレ）
 - 3. 目的事項
報告事項**
(1)第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
(2)第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項** **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、第116期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2019年6月27日（木）
午前10時

2 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようにご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

2019年6月26日（水）
午後5時までに到着

3 インターネットで議決権を行使される場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト
▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限

2019年6月26日（水）
午後5時までに入力

議決権行使書のご記入方法のご案内

(議決権行使書イメージ)

議案	賛	否
第1号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第2号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第3号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

否認の場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 → 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

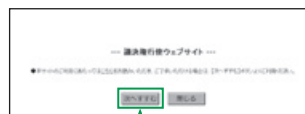
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

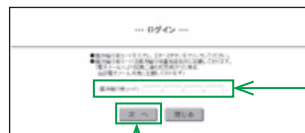
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

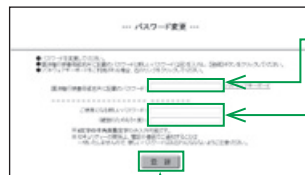
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 「スマート行使」による方法

- ・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

(2) 書面による議決権行使に代えて、当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただけます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

(3) 行使期限は2019年6月26日（水曜日）午後5時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。

(4) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である〈みずほ信託銀行 証券代行部〉（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00~17:00）

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

●インターネット開示事項について

(1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.tochigibank.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.tochigibank.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

●代理人による議決権行使について

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

●重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

●議決権の不統一行使

議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の件につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第116期の期末配当につきましては、足元の収益環境および当行の中長期の利益水準を保守的に踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金 銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株当たり 3円

総 額 312,901,334円

なお、第116期の中間配当金として4円をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は7円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日（金曜日）

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役黒本淳之介、荒井卓、猪俣佳史、下山孝治、井橋吉一の5名が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位および担当	取締役会 出席状況
1	くろ もと じゅんの すけ 黒 本 淳之介 再 任	取締役頭取 (秘書室(東京事務所を含む)・監査部・ 経営戦略室担当)	13/13回 (100%)
2	いの また よし ふみ 猪 俣 佳 史 再 任	常務取締役 (経営企画部・コンプライアンス統括部・ 総務部担当)	13/13回 (100%)
3	しも やま こう じ 下 山 孝 治 再 任	常務取締役 (審査部・管理部・個人ローン審査室・ 資産査定室・リスク管理室担当)	13/13回 (100%)
4	いさ やま なお ひさ 砂 山 直 久 新 任	陽南支店長	-/-回 (-%)
5	なか だ ひろ ゆき 仲 田 裕 之 新 任	管理部長	-/-回 (-%)
6	かめ おか あき こ 亀 岡 晶 子 新 任 社 外	-	-/-回 (-%)

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1 再任	<p>くろもと じゅんの すけ 黒本 淳之介 (1958年7月3日生)</p>	<p>2011年6月 当行取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱</p> <p>2014年6月 当行常務取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱</p> <p>2015年6月 当行専務取締役</p> <p>2016年6月 当行取締役頭取 (秘書室(東京事務所を含む)、監査部、経営戦略室担当)</p>	30,600株
	取締役候補とした理由	1981年4月当行入行、小山支店長、人事部副部長、人事部長等を歴任、2011年6月取締役に就任、2016年6月より取締役頭取を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
2 再任	<p>いのまた よしふみ 猪俣 佳史 (1959年9月2日生)</p>	<p>2013年6月 当行取締役 法人営業部長委嘱</p> <p>2015年6月 当行取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱</p> <p>2017年6月 当行常務取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱</p> <p>2018年6月 当行常務取締役 (経営企画部、コンプライアンス統括部総務部担当)</p>	24,500株
	取締役候補とした理由	1983年4月当行入行、陽東桜が丘支店長、今市支店長等を歴任、2013年6月取締役に就任、2015年6月より経営企画部長を務め、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
3 再任	<p>しもやま こうじ 下山 孝治 (1960年5月13日生)</p>	<p>2013年6月 当行取締役 東京支店長兼東京事務所長委嘱</p> <p>2014年6月 当行取締役 審査部長委嘱</p> <p>2015年6月 当行取締役 本店営業部長委嘱</p> <p>2017年6月 当行常務取締役 本店営業部長委嘱</p> <p>2018年6月 当行常務取締役 (審査部、管理部、個人ローン審査室、資産査定室、リスク管理室担当)</p>	23,800株
	取締役候補とした理由	1983年4月当行入行、三の沢支店長、秘書室長、東京支店長兼東京事務所長を歴任、2013年6月取締役に就任、2015年6月より本店営業部長を務め、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4 新任	いさやま なおひさ 砂山 直久 (1964年10月12日生)	2008年6月 烏山支店長 2010年6月 小金井支店長 2012年6月 矢板支店長 2015年6月 小山東支店長 2017年4月 陽南支店長	11,000株
	取締役候補とした理由	1987年4月当行入行、烏山支店長、小金井支店長、矢板支店長、小山東支店長、陽南支店長等を歴任しました。 当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
5 新任	なかだ ひろゆき 仲田 裕之 (1965年4月29日生)	2009年6月 東越谷支店長 2012年6月 宇都宮駅前支店長 2015年4月 法人営業部 企業支援室長 2018年6月 管理部長	4,200株
	取締役候補とした理由	1988年4月当行入行、東越谷支店長、宇都宮駅前支店長、法人営業部企業支援室長、管理部長等を歴任しました。 当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
6 新任 社外	かめおが あきこ 亀岡 晶子 (1979年3月4日生)	2006年10月 東京弁護士会に弁護士登録 2006年10月 露木・赤澤法律事務所入所 2011年2月 露木・赤澤法律事務所退所 2011年2月 栃木県弁護士会に弁護士登録 2011年2月 弁護士法人ほたか総合法律事務所入所	0株
	社外取締役候補とした理由	法務に精通した弁護士として培われた豊富な経験、高い見識および幅広い知識により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に関し、社外取締役として職務の適切な遂行とともに、取締役会の透明性の向上および経営監督機能の強化につながると判断し、社外取締役候補者となりました。 亀岡晶子氏は、婚姻により氏名(旧姓 中西)変更しましたが、弁護士業務は旧姓で行っております。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 亀岡晶子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 亀岡晶子氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
 4. 亀岡晶子氏の社外取締役就任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小林隆雄氏が任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	<small>くりはら こういち</small> 栗原 弘一 (1957年11月24日生)	2008年6月 大袋支店長 2010年6月 金融サービス部長 2011年6月 人事部長 2015年6月 事務システム部長 2015年7月 執行役員事務システム部長	25,000株
新任	監査役候補とした理由	1980年4月当行入行、壬生支店長、古河支店長、大袋支店長、金融サービス部長、人事部長、事務システム部長、執行役員事務システム部長等を歴任しました。 当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、公正中立の立場で、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。	

(注) 監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

以上

(定時株主総会招集ご通知添付書類)

第116期事業報告

2018年4月1日から2019年3月31日まで

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

《金融経済環境》

当期の経済情勢は、米中の貿易摩擦をはじめとする世界経済への影響や、将来の景気減速が懸念されるなか、国内景気は過去最高水準にある企業業績のもと良好な雇用環境と、底堅い個人消費を背景に緩やかに回復してきました。

当行の主たる営業基盤である栃木県ならびに埼玉県経済においても、海外経済の景気の下振れや為替・原油価格の動向など地域経済の先行きに対するリスクは増えているものの、雇用環境の改善と個人消費の持ち直しにより、県内景気は緩やかに回復してきました。

金融情勢につきましては、国内では日本銀行による超緩和的な金融政策のもと、長期金利（10年国債利回り）は△0.086%から0.158%圏内で推移しました。日経平均株価は、堅調な企業業績を背景に上昇傾向は続き、10月2日には24,270円の高値をつけましたが、その後12月25日には19,155円の安値をつけるなど、値動きの荒い展開となりました。

《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、当行は2017年4月に「第九次中期経営計画」をスタートさせ、「信頼され選ばれ続ける銀行」を目指し顧客基盤の拡大と収益力強化に努めた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により、前期比289億円増加し2兆6,693億円となりました。

貸出金の期末残高は、個人・中小企業向け貸出の増加等により前期比376億円増加し1兆9,258億円となりました。

有価証券の期末残高は、市場動向を注視しつつ運用した結果、前期比526億円増加し5,308億円となりました。

経常収益につきましては、有価証券利息配当金の減少等により、前期比20億54百万円減少の396億32百万円となりました。

経常費用につきましては、昨年10月、米国債券を含む受益証券の売却損35億円を計上したことによる国債等債券売却損の増加等により、前期比10億89百万円増加の366億24百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比31億44百万円減少の30億8百万円、当期純利益は前期比28億23百万円減少の14億77百万円となりました。

《対処すべき課題》

少子高齢化が進展し人口減少社会が到来する中、将来の地域マーケット縮小が予想され、他金融機関との競争激化が予想されます。また超緩和的な金融政策が継続されるなど、金融機関を取り巻く経営環境は一層厳しくなっております。こうした環境の下、当行は、地域金融機関として中長期にわたり持続可能なビジネスモデルの確立に向けて、これまで以上にお客様の目線に立ち「顧客本位の金融サービス」を提供することが必要であると考えております。

一人でも多くのお客様と顔の見える関係を築き、何でも一番に相談してもらえる存在となり、課題や困りごとを解決し事業の改善や発展に貢献していくことが、地域銀行である当行の存在意義であります。

当行は、2017年4月より第九次中期経営計画をスタートさせました。本中期経営計画では、目指す銀行像として「お客様から信頼され選ばれ続ける銀行」を掲げ「お客様に適したきめ細やかなサービスを提供し、ご満足いただいた結果が地域の活性化に結びつき、延いては当行の収益に繋がる」という好循環の形成に努めてまいります。

その実現に向けて「独自性発揮に向けた変革」の基本方針の下、前中期経営計画において策定したBPR戦略に基づく「人材育成の強化」「営業態勢の強化」及び「経営基盤の強化」の3点を重要施策に据え、これまでのやり方・考え方に捉われない新たな発想による様々な変革に取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	25,696	26,068	26,403	26,693
定期性預金	11,637	11,334	11,057	10,620
その他	14,058	14,734	15,346	16,072
貸 出 金	18,450	18,772	18,882	19,258
個人向け	5,841	5,988	6,053	6,192
中小企業向け	8,154	8,202	7,923	8,196
その他	4,454	4,581	4,905	4,869
商品有価証券	3	2	1	1
有 価 証 券	6,095	4,609	4,781	5,308
国 債	3,423	1,634	860	806
その他	2,671	2,975	3,920	4,501
総 資 産	27,980	28,375	28,579	28,814
内国為替取扱高	71,020	69,881	69,343	68,896
外国為替取扱高	130 <small>百万ドル</small>	166 <small>百万ドル</small>	299 <small>百万ドル</small>	255 <small>百万ドル</small>
経 常 利 益	17,897 <small>百万円</small>	12,105 <small>百万円</small>	6,152 <small>百万円</small>	3,008 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	11,168 <small>百万円</small>	7,660 <small>百万円</small>	4,300 <small>百万円</small>	1,477 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	99 09 <small>円 銭</small>	73 61 <small>円 銭</small>	41 29 <small>円 銭</small>	14 17 <small>円 銭</small>

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,656人	1,681人
平均年齢	38年6月	38年4月
平均勤続年数	16年0月	15年11月
平均給与月額	363千円	362千円

注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
栃木県	70	(11)	71	(12)
埼玉県	17	(1)	17	(1)
群馬県	2	(-)	2	(-)
東京都	1	(-)	1	(-)
茨城県	1	(-)	1	(-)
合計	91	(12)	92	(13)

注. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を116ヵ所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所

- ・氏家支店 喜連川出張所 (栃木県さくら市)

注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- ・鹿沼支店 鹿沼寺町出張所 (栃木県鹿沼市)
- ・氏家支店 道の駅さつれがわ出張所 (栃木県さくら市)
- ・黒磯支店 ヨークベニマル上厚崎出張所 (栃木県那須塩原市)
- ・今市支店 日光市役所出張所 (栃木県日光市)

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

- ・鹿沼支店 カンセキ新鹿沼店出張所 (栃木県鹿沼市)
- ・茂木支店 もびあ(共同)出張所 (栃木県芳賀郡茂木町)
- ・本店営業部 サポートセンター出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・栃木支店 栃木城内出張所 (栃木県栃木市)

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,313
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
鹿沼支店新築	311

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社とちぎんビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地5	物品運送業務等	1986年 12月10日	百万円 20	% 100	
株式会社とちぎん集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地6	営業店整理事務の集中管理業務等	1996年 10月1日	10	100	
株式会社とちぎんカード・サービス	宇都宮市江野町1番12号	クレジットカード業務等	1991年 3月12日	20	5	
株式会社とちぎんリーシング	宇都宮市松が峰1丁目3番20号	リース業務・保証業務	1992年 6月10日	30	5	
とちぎんTT証券株式会社	宇都宮市池上町4番4号	金融商品取引業	1945年 2月28日	301	60	

注1. 上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の経常収益は43,043百万円（前連結会計年度比5.29%減）となりました。また、経常利益は3,548百万円（前連結会計年度比48.23%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,426百万円（前連結会計年度比68.23%減）となりました。
3. 宇都宮証券株式会社は、2018年10月1日より「とちぎんTT証券株式会社」へ社名変更しております。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀40行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫260金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合142組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連693（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。
7. ローソン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員状況

(2018年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職
黒本 淳之介	取締役頭取 (代表取締役)	秘書室・監査部担当	
荒井 卓	取締役副頭取 (代表取締役)	人事部・資金運用部・事務システム部 担当	
植木 栄	専務取締役	営業統括部・個人ローン部・法人営業 部・金融サービス部担当	
猪俣 佳史	常務取締役	経営企画部・コンプライアンス統括 部・総務部担当	
下山 孝治	常務取締役	審査部・個人ローン審査室・資産査定 室・管理部・リスク管理室担当	
橋本 佳明	取締役 越谷支店長		
近藤 浩	取締役本店営業 部長		
麻生 利正	取締役 (社外取締役)		
井橋 吉一	取締役 (社外取締役)		株式会社イハシ代表取締役
小林 隆雄	常勤監査役		
北山 公久	常勤監査役		
塚本 美貴吉	監査役 (社外監査役)		芳賀通運株式会社代表取締役
西江 章	監査役 (社外監査役)		弁護士
(当年度中に退任した役員)			
菊池 康雄	取締役会長 (代表取締役)	2018年6月28日退任 (任期満了)	
和南城 憲一	常務取締役	2018年6月28日退任 (任期満了)	
君島 清巳	常勤監査役	2018年6月28日退任 (任期満了)	

- 注1. 取締役 麻生利正及び井橋吉一は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 塚本美貴吉及び西江章は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 社外取締役である麻生利正、井橋吉一並びに社外監査役である塚本美貴吉、西江章の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。
 4. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数 (名)	報酬等
取締役	11	188 (45)
監査役	5	38 (-)
計	16	226 (45)

- 注1. 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役2名、監査役1名が含まれております。
2. 報酬等の欄には下記のものを含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。
- ・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額 23百万円
 - ・役員賞与の額 22百万円
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与21百万円、賞与6百万円を支払っております。
4. 取締役の報酬は、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議頂いておりますが、2012年6月28日開催の第109期定時株主総会において、この報酬額とは別額で、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、年額60百万円以内と決議頂いております。
5. 監査役の報酬は、1993年6月29日開催の第90期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議頂いております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
麻生 利正	社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
井橋 吉一	同上
塚本 美貴吉	社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
西江 章	同上

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
井橋 吉一	株式会社イハシ 代表取締役	取引先（融資取引有）
塚本 美貴吉	芳賀通運株式会社 代表取締役	取引先（融資取引有）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生 利正	4年9ヵ月	当期開催の取締役会13回（内、1回臨時）のうち12回に出席しております。	地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を活かし、議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
井橋 吉一	3年9ヵ月	当期開催の取締役会13回（内、1回臨時）のうち12回に出席しております。	経験豊富な経営者の観点から審議等に必要な質問、発言を行っております。
塚本 美貴吉	10年9ヵ月	当期開催の取締役会13回（内、1回臨時）のうち12回に出席しております。また、当期開催の監査役会12回すべてに出席しております。	経験豊富な経営者の観点から審議等に必要な質問、発言を行っております。
西江 章	2年9ヵ月	当期開催の取締役会13回（内、1回臨時）のうち12回に出席しております。また、当期開催の監査役会12回すべてに出席しております。	弁護士としての専門的見地から審議等に必要な質問、発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等
報酬等の合計	4	16

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 212,000千株

発行済株式の総数 109,608千株

注. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

9,062名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	6,585	6.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,854	4.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,109	3.94
栃木銀行行員持株会	4,090	3.92
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	2,543	2.43
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	2,264	2.17
株式会社東和銀行	2,010	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,997	1.91
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,902	1.82
明治安田生命保険相互会社	1,841	1.76

注1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、株式数を発行済株式数 (自己株式を除く) で除して算出しております。

4. 当行は、2019年3月31日現在、自己株式を5,307千株保有しておりますが、上記から除外しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第1回新株予約権 ②新株予約権の数：271個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 27,100株 ④新株予約権の行使期間：2012年7月18日から 2042年7月17日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	3人
	①名称：株式会社栃木銀行第2回新株予約権 ②新株予約権の数：375個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 37,500株 ④新株予約権の行使期間：2013年7月18日から 2043年7月17日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	5人
	①名称：株式会社栃木銀行第3回新株予約権 ②新株予約権の数：325個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 32,500株 ④新株予約権の行使期間：2014年7月16日から 2044年7月15日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	5人
	①名称：株式会社栃木銀行第4回新株予約権 ②新株予約権の数：222個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 22,200株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月15日から 2045年7月14日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	5人
	①名称：株式会社栃木銀行第5回新株予約権 ②新株予約権の数：494個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 49,400株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から 2046年7月15日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	6人
	①名称：株式会社栃木銀行第6回新株予約権 ②新株予約権の数：492個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 49,200株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から 2047年7月14日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	6人
	①名称：株式会社栃木銀行第7回新株予約権 ②新株予約権の数：671個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 67,100株 ④新株予約権の行使期間：2018年7月14日から 2048年7月13日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	7人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 小松 聡	77	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
指定有限責任社員 業務執行社員 津曲秀一郎		

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は78百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
- ② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。

- ③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
- ④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
- ⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱規程（文書の保存及び管理に関する当行規程）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
- ② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
- ③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
- ④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
- ② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
- ③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。

- ② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
- ② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
- ③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
- ② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
- ③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(8) その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
- ② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る体制を構築する。
- ③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等を処理する。
- ④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（2018年4月から2019年3月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。またコンプライアンス委員会を当期中11回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱規程等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ALM委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期はALM委員会は12回開催しました。

2017年6月、有価証券等の運用における安定収益の持続的な確保とガバナンス強化を図るため、ALM委員会の機能を一部移管した市場運用委員会を新設し、当期は市場運用委員会を18回開催しました。

2019年1月、経営企画部内のリスク管理室を分離・独立させ、リスク管理部門の牽制機能を強化しました。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期において経営会議を47回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。

(5) 当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は定期的に子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期4回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員1名を監査役室兼任として配置しております。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

2015年10月より、行内通報窓口として監査役を追加し、コンプライアンス体制を強化しております。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。

また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第116期末貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け	374,207
現金預け	36,248
現金預け	337,959
商品	4,028
商品	151
商品	60
商品	90
金銭の信託	1,721
金銭の信託	530,806
金銭の信託	80,671
金銭の信託	70,708
金銭の信託	55,918
金銭の信託	15,545
金銭の信託	307,962
貸出	1,925,882
貸出	9,356
貸出	109,901
貸出	1,692,906
貸出	113,718
外国為替	1,769
外国為替	1,726
外国為替	43
その他の資産	23,162
その他の資産	2,054
その他の資産	0
その他の資産	21,108
有形固定資産	22,849
有形固定資産	6,463
有形固定資産	14,052
有形固定資産	871
有形固定資産	505
有形固定資産	956
無形固定資産	653
無形固定資産	369
無形固定資産	30
無形固定資産	254
繰延税金資産	3,355
繰延税金資産	3,200
繰延税金資産	△ 10,319
資産の部合計	2,881,468

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,669,300
預金	55,754
預金	1,509,445
預金	36,169
預金	489
預金	1,044,378
預金	12,566
預金	10,496
譲渡性預金	35,285
譲渡性預金	1,300
譲渡性預金	1,300
外国為替	57
外国為替	8
外国為替	48
その他の負債	5,917
その他の負債	259
その他の負債	855
その他の負債	803
その他の負債	1
その他の負債	0
その他の負債	988
その他の負債	3,008
賞与引当金	795
賞与引当金	10
賞与引当金	584
賞与引当金	287
賞与引当金	205
賞与引当金	1,082
賞与引当金	3,200
負債の部合計	2,718,027
(純資産の部)	
資本	27,408
資本	26,150
資本	26,150
利益剰余金	110,352
利益剰余金	1,745
利益剰余金	108,607
利益剰余金	106,987
利益剰余金	1,620
自己株	△ 2,381
自己株	161,529
自己株	2,731
自己株	△ 930
自己株	1,801
自己株	109
純資産の部合計	163,441
負債及び純資産の部合計	2,881,468

第116期損益計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	39,632
資金運用収益	25,741
貸出金利息	21,002
有価証券利息配当金	4,334
コールローン利息	71
預け金利息	325
その他の受入利息	6
役務取引等収益	7,498
受入為替手数料	1,746
その他の役務収益	5,751
その他業務収益	1,817
外国為替売買益	34
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	1,563
金融派生商品収益	7
その他の業務収益	212
その他経常収益	4,574
償却債権取立益	396
株式等売却益	3,322
金銭の信託運用益	7
その他の経常収益	847
経常費用	36,624
資金調達費用	542
預金利息	528
譲渡性預金利息	13
借用金利息	0
役務取引等費用	3,748
支払為替手数料	345
その他の役務費用	3,403

科目	金額
その他業務費用	4,373
国債等債券売却損	4,266
その他の業務費用	107
営業経費	24,411
その他経常費用	3,548
貸倒引当金繰入額	989
貸出金償却	2,063
株式等売却損	170
株式等償却	62
その他の経常費用	262
経常利益	3,008
特別利益	9
固定資産処分益	9
特別損失	604
固定資産処分損	44
減損損失	559
税引前当期純利益	2,413
法人税、住民税及び事業税	726
法人税等調整額	210
法人税等合計	936
当期純利益	1,477

第116期株主資本等変動計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	27,408	26,150	-	26,150	1,745	103,387	4,623	109,755
当期変動額								
剰余金の配当							△ 885	△ 885
別途積立金の積立						3,600	△ 3,600	-
当期純利益							1,477	1,477
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 9	△ 9				
自己株式処分差損の振替			9	9			△ 9	△ 9
土地再評価差額金の取崩							14	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,600	△ 3,003	596
当期末残高	27,408	26,150	-	26,150	1,745	106,987	1,620	110,352

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 2,440	160,874	1,394	△ 915	478	135	161,489
当期変動額							
剰余金の配当		△ 885					△ 885
別途積立金の積立		-					-
当期純利益		1,477					1,477
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	58	49					49
自己株式処分差損の振替		-					-
土地再評価差額金の取崩		14					14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,337	△ 14	1,322	△ 26	1,296
当期変動額合計	58	655	1,337	△ 14	1,322	△ 26	1,951
当期末残高	△ 2,381	161,529	2,731	△ 930	1,801	109	163,441

連結貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	375,022
コールローン及び買入手形	4,028
商品有価証券	151
金銭の信託	1,721
有価証券	530,032
貸出金	1,925,406
外国為替	1,769
その他資産	34,424
有形固定資産	23,283
建物	6,507
土地	14,150
建設仮勘定	505
その他の有形固定資産	2,120
無形固定資産	709
ソフトウェア	418
その他の無形固定資産	291
繰延税金資産	3,502
支払承諾見返	3,200
貸倒引当金	△ 10,923
資産の部合計	2,892,330

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,666,046
譲渡性預金	35,285
借入金	4,031
外国為替	57
その他負債	10,676
賞与引当金	875
役員賞与引当金	10
退職給付に係る負債	1,428
睡眠預金払戻損失引当金	287
偶発損失引当金	205
特別法上の引当金	5
再評価に係る繰延税金負債	1,082
支払承諾	3,200
負債の部合計	2,723,192
(純資産の部)	
資本金	27,408
資本剰余金	26,154
利益剰余金	110,809
自己株式	△ 2,381
株主資本合計	161,990
その他有価証券評価差額金	2,730
土地再評価差額金	△ 930
退職給付に係る調整累計額	△ 417
その他の包括利益累計額合計	1,382
新株予約権	109
非支配株主持分	5,653
純資産の部合計	169,137
負債及び純資産の部合計	2,892,330

連結損益計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		43,043
資金運用収益	25,726	
貸出金利息	21,000	
有価証券利息配当金	4,320	
コールローン利息及び買入手形利息	71	
預け金利息	325	
その他の受入利息	7	
役務取引等収益	8,035	
その他業務収益	2,260	
その他経常収益	7,021	
償却債権取立益	397	
その他の経常収益	6,623	
経常費用		39,494
資金調達費用	577	
預金利息	528	
譲渡性預金利息	13	
借用金利息	34	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	3,406	
その他業務費用	4,373	
営業経費	25,932	
その他経常費用	5,204	
貸倒引当金繰入額	856	
その他の経常費用	4,347	
経常利益		3,548
特別利益		22
固定資産処分益	21	
金融商品取引責任準備金取崩額	0	

科目	金額	
特別損失		604
固定資産処分損	45	
減損損失	559	
税金等調整前当期純利益		2,965
法人税、住民税及び事業税		876
法人税等調整額		303
法人税等合計		1,179
当期純利益		1,786
非支配株主に帰属する当期純利益		359
親会社株主に帰属する当期純利益		1,426

連結株主資本等変動計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,408	26,154	110,263	△ 2,440	161,386
当期変動額					
剰余金の配当			△ 885		△ 885
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,426		1,426
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 9		58	49
自己株式処分差損の振替		9	△ 9		—
土地再評価差額金の取崩			14		14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	546	58	604
当期末残高	27,408	26,154	110,809	△ 2,381	161,990

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,393	△ 915	△ 425	51	135	5,309	166,882
当期変動額							
剰余金の配当							△ 885
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,426
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							49
自己株式処分差損の振替							—
土地再評価差額金の取崩							14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,337	△ 14	8	1,330	△ 26	344	1,649
当期変動額合計	1,337	△ 14	8	1,330	△ 26	344	2,254
当期末残高	2,730	△ 930	△ 417	1,382	109	5,653	169,137

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小松 聡 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津曲 秀一郎 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小松 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津曲 秀一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社 栃木銀行 監査役会

常勤監査役	小林 隆雄	Ⓜ
常勤監査役	北山 公久	Ⓜ
社外監査役	塚本 美貴吉	Ⓜ
社外監査役	西江 章	Ⓜ

(注) 監査役塚本美貴吉、西江章は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

【定時株主総会会場ご案内図】



会場 栃木県青年会館 (コンセーレ)
 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号 電話：028-624-1417

交通アクセス

JRの場合： JR宇都宮駅から約4km 約**25**分
 宇都宮駅(西口) 下車
 バスターミナル⑥番⑦番
 関東バス「作新学院・駒生」行き

東武線の場合： 東武宇都宮駅から約3km 約**20**分
 東武宇都宮駅 下車
 東武宇都宮駅前バス停
 関東バス「作新学院・駒生」行き

東中丸バス停 (会館前) 下車

※ 駐車スペースもございますので、お車での来場もできます。
 ※ お帰りの際、JR宇都宮駅までのバスを用意しておりますのでご利用ください。